

平成28年度 神崎市職員（建築・土木）採用選考試験公告

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条の2第2項の規定に基づき、平成28年度神崎市職員(建築・土木)採用選考試験を次のとおり実施します。

平成28年7月11日

神 崎 市 長 松 本 茂 幸

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定	職 務 内 容
建築	1名	一般事務、建築及び道路・都市計画事業等に関する計画・設計・施工管理等
土木	若干名	一般事務及び道路・都市計画事業等に関する計画・設計・施工管理等

2 受験資格

① 昭和56年4月2日以降に生まれた人で、下記の条件を満たす人（学歴は問いません）

② 国家資格又は経験等を有する人

● 建 築

- ・ 1級建築士、又は2級建築士のいずれかの資格を有する人

● 土 木 ※ア又はイの条件のいずれかを満たす人

- ア 1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士、測量士のいずれかの資格を有する人
- イ 公共土木工事（建設部門、農業土木部門、森林土木部門）の計画、設計、施工管理等について、3年以上の実務経験（平成28年9月16日現在）を有する人

③ 採用後に神崎市内に居住することができる人

ただし、次の各号に該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）

- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 本市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、会場、方法及び合格者発表

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者について行います。

(1) 第一次試験

ア 試験の方法

書類選考とし、受験申込時に提出していただく「自己PRシート」により審査します。（※書類選考のため、試験会場はありません。）

イ 第一次合格者発表

平成28年10月上旬から中旬に、合格者を本市役所掲示板に掲示するほか、本人に通知します。

(2) 第二次試験

ア 日時及び会場

平成28年10月下旬から11月上旬に行う予定です。

日時及び会場は、第一次試験合格者に通知します。

イ 試験の方法

作文試験	時間	60分
	内容	課題の理解力、表現力及び文章構成力等を総合的に評価する筆記試験（一般的課題を出題）
適性検査	時間	30分
	内容	職務遂行上必要な素質、適性の有無の検査
面接試験	時間	1人当たり 集団面接 40分程度、個別面接 20分程度
	内容	市職員として適する人物かどうかを評価する集団面接及び個別面接
身体検査	内容	市職員として職務遂行上必要な健康状態にあるかどうかの検査 （市が指定する健康診断書の提出を求めます。なお、検査料は個人負担となります。）

(3) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査します。

自己PRシート、受験申込書の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用されないことがあります。

(4) 最終合格者発表

平成28年10月下旬から11月上旬に、合格者を本市役所掲示板に掲示するほか、本人に通知します。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されます。名簿の有効期間は、平成29年4月1日から原則として1年間とします。

なお、名簿に登載されても必ず全員が採用されるとは限りません。

(2) 採用は、欠員補充等必要が生じた場合に行うこととなりますが、成績が下位の場合等は採用が遅れたり、採用されない場合もあります。

5 勤務条件

(1) 給与

給料は、「神崎市職員の給与に関する条例」に基づき、学歴、職歴等を勘案して決定します。例えば、建築又は土木職の年齢が30歳の者で、大学卒業後、民間企業（建築・土木）における職務経験が8年に達した者にあつては給料月額227,100円が支給基準となります。同様に35歳（職務経験が13年）の場合は255,000円が支給基準となります。

なお、給料のほか、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(2) 勤務時間

原則として、午前8時30分から午後5時15分までで、休日は土曜日・日曜日、祝日及び年末・年始です。勤務時間・休暇は、勤務場所によって異なる場合があります。

(3) 休暇

年次有給休暇は、1年につき20日あり、20日間を限度として次年度に繰り越すことができます。そのほか夏季、結婚、産前産後休暇などの特別休暇や育児休業の制度があります。

6 福利厚生

(1) 健康管理

定期健康診断を毎年実施するほか、産業医による健康相談を随時実施しています。

(2) 共済組合

佐賀県市町村職員共済組合の組合員となり、医療保険と厚生年金（旧共済年金）に加入します。

人間ドック助成もあります。

7 職員研修

(1) 新規採用職員研修

市職員として必要な基本的知識や心構えを学びます。

(2) 基本研修

職務能力の向上や幅広い視野の養成のため、接遇、政策形成能力開発、公務員倫理などの基本的な研修を経験年数や役職に応じて階層別を実施しています。

(3) 専門研修

時代に即応した実践力のある職員を養成するため、政策立案、法律、条例・規則などの専門的知識や技能の研修を実施しています。

(4) 派遣研修

自治大学校、市町村アカデミー、国際文化アカデミー等への国内派遣研修等を実施しています。

8 受験手続及び受付期間

(1) 申込書及び試験案内

① 直接請求する方法

神崎市役所総務企画部総務課人事係（本庁2階）で配布します。

配布時間は午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝祭日除く）

② 郵送で請求する方法

受験申込書類を郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、必ず120円切手を貼った「宛先明記」の返信用封筒（角型2号）を同封のうえ神崎市役所総務企画部総務課人事係に請求してください。

③ ホームページからのダウンロード

神崎市ホームページ(<http://www.city.kanzaki.saga.jp/>)から、次のファイルをダウンロードできます。

受 験 申込書類	○神崎市職員（建築・土木）採用選考試験公告 ○神崎市職員（建築・土木）採用選考試験受験申込書（様式1） ○神崎市職員（建築・土木）採用選考試験自己PRシート （様式2）
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 資格、免許の証明

建築・土木関連又はそれ以外の資格、免許取得のある場合は、それを証明する書類の写しを必ず持参ください。郵送による場合は、同書類の写しを同封してください。

(3) 受付期間

平成28年8月1日（月曜日）から平成28年9月16日（金曜日）まで、土・日曜日（祝祭日）を除く午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

※ 郵送による場合は、締切日の消印のあるものまで受け付けます。

※ 電子メールでの申し込みは、受け付けません。

9 書類提出・問い合わせ先

〒842-8601

佐賀県神崎市神埼町神埼410番地

神崎市役所 総務企画部 総務課 人事係

TEL 0952-37-0100(直通)